

第47回全国育樹祭業務に係る労働者派遣業務に関する

公募型プロポーザル実施要領

1 目的

令和6年10月19日（土）、20日（日）に福井県で開催される「第47回全国育樹祭」の事務作業に従事する労働者を派遣する事業者を選定するため、公募型プロポーザルを実施する。

2 企画提案書の提出を求める業務(以下「本業務」という。)

(1) 業務名

第47回全国育樹祭業務に係る労働者派遣業務

(2) 業務内容

別添「第47回全国育樹祭業務に係る労働者派遣に関する業務仕様書」のとおり

(3) 履行期限

令和6年4月1日（月）から令和6年10月31日（木）まで

(4) 提案上限額

労働者一人当たりの単価 @ 3, 300円/時間

(※消費税および地方消費税相当分を含む。)

(参考：予定総額)

7, 161千円 (@ 3, 300円/時間・人×7.75時間×2人×140日)

3 参加資格

この企画提案に応募できる者は、次の資格要件の全てを満たすこととする。

- (1) 福井県財務規則（昭和39年福井県規則第11号）第146条の規定により、知事が競争入札参加資格を有すると認めた者であること。

※福井県の競争入札参加資格を有していない場合においても、同条に規定する競争入札参加資格の申請を提出済みであれば、本業務委託の参加資格を有するものとして取り扱う。ただし、審査委員会の開催時点で競争入札参加資格の認定を受けていない場合は、本件に関する参加資格を喪失する。

- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者でないこと。
- (3) 参加申込書の提出期限の日において現に県の指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てまたは破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の申立てが行われている者でないこと。
- (5) 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和

60年法律第88号。以下「労働者派遣法」という。)第5条第1項に規定する労働者派遣事業の許可を受けている者(労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律等の一部を改正する法律(平成27年法律第73号。以下「改正法」という。)附則第3条第1項の規定により労働者派遣法第5条第1項の許可を受けたものとみなされた者および改正法附則第6条第1項の規定により労働者派遣事業を行うことができる者を含む。)であること。

(6) 福井県内に本店、支店または営業所等の事務所を有している者であること。

(7) 提案を求める業務と同種または類似の業務を履行した実績を有するものであること。

(8) 次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 役員等(個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員またはその支店もしくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。)が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)である者。

イ 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)または暴力団員が経営に実質的に関与している者。

ウ 役員等が自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員の利用等をしているもの。

エ 役員等が暴力団もしくは暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的もしくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、または関与している者。

オ 役員等が暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているもの。

(9) 福井県のすべての県税および消費税ならびに地方消費税において未納がない者であること。

(10) 政治団体(政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第3条の規定によるもの)および宗教団体(宗教法人法(昭和26年法律第126号)第2条の規定によるもの)でないこと。

(11) 一般財団法人日本情報経済社会推進協会もしくは同協会が認定したプライバシーマーク指定審査機関が認定するプライバシーマーク登録証を受けている者または一般社団法人情報マネジメントシステム認定センターが認定したISMS認証機関が認証するISMS認証(情報セキュリティマネジメントシステム)を取得している者であること。

4 プロポーザル審査の手続き

(1) スケジュール

項目	日程
① 実施要領等の公表	令和6年3月5日(火)
② 参加申込期間	令和6年3月5日(火)～3月12日(火)

③ 質問受付期間	令和6年3月5日（火）～3月12日（火）
④ 企画提案書提出期限	令和6年3月19日（火）
⑤ 審査会（書面）	令和6年3月22日（金）
⑥ 契約締結	令和6年4月1日（月）

（2）参加資格の認定等

参加を希望する事業者は、次に掲げる書類を持参または電子メールにより、「6 問合せ先」に提出し、資格審査を受けなければならない。なお、期限までに書類を提出しない者または参加資格がないと認められた者は、企画提案書を提出することができない。

提出書類	部数
ア 参加資格確認申請書兼誓約書（様式1）	各1部
イ 会社概要書（様式2）	
ウ 福井県競争入札参加資格決定通知書の写しまたは競争入札参加資格審査申請書の写し（受付印を押印したもの）	
エ 会社概要（パンフレット等、会社の業務内容を確認できる書類。写しでも可。）	
オ 本業務と同種または類似の業務の契約実績に関する書類（契約書の写等）	
カ 福井県税事務所または福井県嶺南振興局が発行する県税に滞納がない旨の証明書（発効日から3か月以内のものに限る。）	
キ 納税証明書「その3の3（法人税、消費税および地方消費税に未納の税額がないことの証明書）」（発効日から3か月以内のものに限る。）	
ク プライバシーマーク登録証の写または、情報セキュリティマネジメントシステム(ISMS)認証証明書の写	

①提出期限 令和6年3月12日（火）17時（必着）

②提出先 下記「6 問合せ先」に同じ

③提出方法 電子メールもしくは持参。データ容量が大きい場合は、データ転送サービスの使用を認める。送信後、電話にて着信の確認を行うこと。なお、提出後における申込書の追加および変更は認めない。

（3）参加資格の確認結果通知

参加資格要件を審査し、その結果を電子メールにて通知する。参加申込書を提出した者のうち、参加資格要件を満たさなかった者に対しては、満たさなかった旨と満たさないと判断した理由を通知する。

(4) 質問事項

次のとおり質問を受付し、回答する。

- ① 受付期間 令和6年3月5日（火）から3月12日（火）17時まで
- ② 提出場所 下記「6 問合せ先」に同じ
- ③ 提出方法 質問書（様式3）により、電子メールで送信すること。
なお、電話、FAX、その他の方法での質問は一切受け付けない。
- ④ 回答方法 質問の回答は、質問提出者および参加申込みのあった者全員に対して速やかに電子メールで送信する。

(5) 企画提案書等の提出

次のとおり企画提案書等を提出すること。

- ① 提出期限 令和6年3月19日（火）17時までとする。（必着）
- ② 提出書類 以下について、企画提案書（正本1部、副本5部）を提出すること。

提出書類	部数
○企画提案書（様式5）	正本 1部
○経費見積書（A4判任意様式） ・単価を明らかにすること。 ・費用の総額は上記2（4）に定める限度額を超えないこと。 ・積算した金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数がある場合は、その端数金額を切り捨てた金額）をもって見積額とするので、参加者は、消費税および地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、積算した金額の100分の110に相当する金額を記載すること。	副本 5部

- ③提出先 下記「6 問合せ先」に同じ

- ④提出方法 紙資料および電子メールにより提出すること。

紙資料は持参または郵送（書留など追跡が可能な方法とし、期限内必着とする。）により提出すること。電子メールでデータ容量が大きいファイルを送信する場合は、データ転送サービスの使用を認める。送信後、電話にて受信確認を行うこと。なお、提出後における提案書の追加および変更は認めない。

⑤留意事項

- ・副本は企業名等は無記名で作成し、提案を行う者が類推できないようにすること。
- ・企画提案に係る経費は全て提案者の負担とする。
- ・提出された書類は、一切返却しない。
- ・提出された企画提案書等の書類は、審査に必要な範囲内において複製することが

ある。

(6) 審査方法

- ①提出書類の内容を書面審査し、企画提案の内容、事業の実施能力等を評価、採点し、最も優れた提案者を優先交渉権者とする。なお、優先交渉権者が辞退した場合は、次点の者を優先交渉権者とする。
- ②選考結果通知については、全ての本プロポーザル参加者に対し、代表者（担当者）あて電子メールにて通知する。なお、審査内容および各事業者の企画提案内容、見積額等については非公開とし、審査結果に対する異議申し立ては、一切認めない。

(7) 契約の締結

審査の結果、選定された優先交渉権者と企画提案書等に記載された項目に基づき協議を行い、契約における仕様、金額等の内容を定め、契約を締結する。

したがって、優先交渉権者の決定をもって企画提案書に記載された全内容を承認するものではなく、内容等について、実行委員会と優先交渉権者との協議により、必要に応じて修正できるものとする。

5 その他

企画提案参加表明書を提出した者は、企画提案参加を辞退しようとする場合は、「企画提案参加辞退届」（様式4）を、審査会実施日の前日（必着）までに、電子メールにより提出し、電話にて確認すること。なお、企画提案参加を辞退した者は、これを理由として、以降実行委員会が実施する他の企画提案募集等について不利益な取扱いを受けない。

6 問合せ先

第47回全国育樹祭福井県実行委員会

(福井県農林水産部森づくり課全国育樹祭室内)

住 所：〒910-8580 福井県福井市大手3丁目17番1号

電 話：0776-20-0749

F A X：0776-20-0655

E-mail: ikujusai_jimukyoku@pref.fukui.lg.jp